

# 令和6年9月犬山市議会定例議会会議録

第8号 9月25日(水曜日)

## ◎議事日程 第8号 令和6年9月25日午前10時開議

- 第1 第66号議案から第95号議案まで  
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)
- 第2 令和6年請願第1号  
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)
- 第3 令和6年請願第2号  
(委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 第66号議案から第95号議案まで
- 日程第2 令和6年請願第1号
- 日程第3 令和6年請願第2号
- 日程追加 諸般の報告
- 日程追加 意見書案第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の  
堅持及び拡充を求める意見書
- 日程追加 委員会提出議案第5号 犬山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正  
について

\*\*\*\*\*

## ◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ピアソキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

\*\*\*\*\*

## ◎欠席議員(なし)

\*\*\*\*\*

## ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大鹿 真 君
主査補	高橋 万祐子 君		

\*\*\*\*\*

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣 伸 君	副市長	永 井 恵 三 君
教育長	滝 誠 君	経営部長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	都市整備部長	森 川 圭 二 君
都市整備部次長	丸 井 良 修 君	経済環境部長	新 原 達 也 君
教育部長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君		

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

なお、当局において舟橋総務課長が欠席いたしております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議員各位に申し上げます。森川都市整備部長より、9月13日の鈴木議員の議案質疑の答弁内容について、発言を訂正したい旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） おはようございます。第92号議案、令和5年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についての土木手数料開発行為許可等申請手数料での収入未済額に関する鈴木議員の質疑にて、出納整理期間とお答えすべきところ、出納閉鎖期間と答弁しましたので、訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

◎議長（柴田浩行君） 議事日程に従いまして会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 第66号議案から第95号議案まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、第66号議案から第95号議案までを一括議題とします。

各常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、岡村総務委員長。

〔総務委員長 岡村君登壇〕

◎総務委員長（岡村千里君） 総務委員会の報告を、総務委員会審査結果報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果を、報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、小川建設経済委員長。

〔建設経済委員長 小川君登壇〕

◎建設経済委員長（小川清美君） 建設経済委員会での審査結果について、お手元の報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

総務委員会審査結果報告書

令和6年9月25日

犬山市議会議長

柴田浩行様

総務委員長

岡村千里

審査年月日 令和6年9月18日  
令和6年9月19日  
令和6年9月20日  
場 所 第1委員会室  
出席委員 令和6年9月18日 5名（全員）  
令和6年9月19日 5名（全員）  
令和6年9月20日 5名（全員）

付託議案

- 第68号議案 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（第2条関係）
- 第69号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について
- 第70号議案 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 第71号議案 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第72号議案 犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について
- 第79号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第84号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）  
第1条の第1表 歳入歳出予算補正中  
歳入 総務委員会の所管に属する歳入  
歳出 1款 議会費  
2款 総務費  
8款 消防費  
11款 公債費  
第4条の第4表 地方債補正
- 第92号議案 令和5年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち  
令和5年度犬山市一般会計中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費（5項統計調査費のうち5目教育統計調査費を除く）

6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費及び3目国際交流施設費）

8款 消防費

11款 公債費

12款 諸支出金

13款 予備費

第95号議案 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について

9月13日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第68号議案から第72号議案まで、第79号議案、第84号議案及び第95号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第92号議案については、全員一致をもって原案のとおり認定すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

なお、第84号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）のうち、羽黒地区拠点施設改修事業については、仕様の変更等で予算の低減ができないかという問題提起があり、委員間討議を行いました。討議の結果、工事や備品の積算については妥当であり、了とするが、補正予算の決定から工事完了までの期間が短いため、本委員会としては、工事の進捗状況に注視するとともに、完成後の利活用についても注視していくことで、意見集約しました。

また、決算審査を踏まえ、新年度に向けての委員間討議を行ったところ、以下の2点について意見集約しましたので、報告します。

1. DX推進を積極的に行う市役所として相応しい快適なインターネット環境の整備に努めること。
2. 消耗品の購入については、全庁的に情報を共有し、安価な価格で購入できるよう努めること。

\*\*\*\*\*

民生文教委員会審査結果報告書

令和6年9月25日

犬山市議会議長

柴田浩行様

民生文教委員長

久世高裕

審査年月日 令和6年9月18日

令和6年9月19日

令和6年9月20日

場 所 第2委員会室  
出席委員 令和6年9月18日 6名(全員)  
令和6年9月19日 6名(全員)  
令和6年9月20日 6名(全員)

付託議案

- 第66号議案 犬山市心身障害児通園通学費支給条例の廃止について  
第67号議案 犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の廃止について  
第68号議案 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について(別表第1関係)  
第73号議案 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第74号議案 犬山市立保育園条例の一部改正について  
第75号議案 犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
第76号議案 中本町まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第82号議案 犬山市教育委員会委員の任命について  
第83号議案 犬山市教育委員会委員の任命について  
第84号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算(第4号)  
第1条の第1表 歳入歳出予算補正中  
歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入  
歳出 3款 民生費  
4款 衛生費(1項保健衛生費)  
9款 教育費  
第2条の第2表 繰越明許費  
第3条の第3表 債務負担行為補正  
第85号議案 令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
第86号議案 令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第1号)  
第88号議案 令和6年度犬山市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
第89号議案 令和6年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
第92号議案 令和5年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち  
令和5年度犬山市一般会計中  
歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入  
歳出 2款 総務費(5項統計調査費のうち5目教育統計調査費)  
3款 民生費  
4款 衛生費(1項保健衛生費)  
9款 教育費  
並びに特別会計中

令和5年度犬山市国民健康保険特別会計  
令和5年度犬山市犬山城費特別会計  
令和5年度犬山市介護保険特別会計  
令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計

9月13日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第66号議案から第68号議案まで、第73号議案から第76号議案まで、第84号議案から第86号議案まで、第88号議案及び第89号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第82号議案及び第83号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり同意、第92号議案については、全員一致をもって原案のとおり認定すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

また、決算審査を踏まえ、新年度に向けての委員間討議を行ったところ、以下の4点について意見集約しましたので、報告します。

1. 子育て支援策（特に虐待防止）について、国の補助政策等を参考にし、有効な施策を講じること。
2. 木曾川緑地のテニスコートについて、近年度重なる豪雨被害が繰り返されていることから、利用状況を確認した上で今後のあり方を検討すること。
3. 訪問看護ステーションの建物について、地域医療の今後のあり方も考慮しながら、有効活用を図ること。
4. 中学校2年生と3年生について、30人程度学級の実現を図ること。

\*\*\*\*\*

建設経済委員会審査結果報告書

令和6年9月25日

犬山市議会議長

柴田浩行様

建設経済委員長

小川清美

審査年月日	令和6年9月18日
	令和6年9月19日
	令和6年9月20日
場 所	第3委員会室
出席委員	令和6年9月18日 6名（全員）
	令和6年9月19日 6名（全員）
	令和6年9月20日 6名（全員）

付託議案

第77号議案 犬山市水道事業の設置等に関する条例及び犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第78号議案 工事請負契約の変更について（城東中学校南側多目的広場整備工事）

- 第80号議案 市道路線の廃止について
- 第81号議案 市道路線の認定について
- 第84号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）
- 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中
- 歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入
- 歳出 4款 衛生費（3項清掃費）
- 5款 農林業費
- 6款 商工費
- 7款 土木費
- 10款 災害復旧費
- 第87号議案 令和6年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）
- 第90号議案 令和6年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第91号議案 令和6年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第92号議案 令和5年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち  
令和5年度犬山市一般会計中
- 歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入
- 歳出 4款 衛生費（1項保健衛生費を除く）
- 5款 農林業費
- 6款 商工費（2項観光費のうち2目友好交流費及び3目  
国際交流施設費を除く）
- 7款 土木費
- 10款 災害復旧費
- 並びに特別会計中
- 令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計
- 第93号議案 令和5年度犬山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定  
について
- 第94号議案 令和5年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認  
定について

9月13日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第77号議案、第78号議案、第80号議案、第81号議案、第84号議案、第87号議案、第90号議案及び第91号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第92号議案については、全員一致をもって原案のとおり認定、第93号議案及び第94号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものとそれぞれ決しましたので、報告いたします。

また、決算審査を踏まえ、新年度に向けての委員間討議を行ったところ、以下の3点について意見集約しましたので、報告します。

1. 駅東からくり広場は、利用者側の視点に立った使い勝手の検討を行い、更なる賑わい

創出と歳入増を目指すこと。

2. 木曾川うかいにおける鶴匠雇用（市職員、観光協会職員）の在り方等について、検証及び議論を加速させること。
3. 白山浄水場の維持管理については、引き続き注意深く取り組んでいただくとともに、併せて、突発的かつ多大な支出がないよう、アセットマネジメントを基に確実な修繕に努めること。

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

16番 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 私からは久世民生文教委員長に質疑させていただきます。

報告の最後のほうに、新年度に向けての委員間討議を行ったところという4点挙げていらっしゃるんですけども、その2番の木曾川緑地のテニスコートについての話なんですけど、今後の在り方について検討することということが出ていますが、委員会の中では具体的に何か、今後の在り方の可能性としてこんなものが出たとか、そういったものはあったんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 久世民生文教委員長の答弁を求めます。

◎民生文教委員長（久世高裕君） お答えします。

今後の利用方法とかその活用という具体案は特に出たわけではありませんが、ただ、毎年のように豪雨被害、浸水で泥のかき出しということが続いておりますので、基本的にはこのテニスコートの廃止ということを含めた検討をするべきではないかと。

委員長としてはここに廃止という文言を盛り込むことも考えましたが、委員の中から、まだそれはちょっと重いんじゃないかと、今の利用状況とか、ほかの山の田、内田のテニスコートの利用状況、それから民間でも今、テニスクラブが立ち上がったというところもありますので、そういったこともちゃんと検討しながら考えていくべきだということで、こうした文言にさせていただいております。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 私も一般質問で何度かこのテニスコートのことについては聞きました。豪雨があつて、最近多くなってきたんですけど、豪雨があるたびに溢水して、あそこに砂がたまつてということで、私としてはこの砂の除去に市費を、もう巨額の市費を投じるということは僕は反対なんです。

しかしながら、あそこのテニスコートを活用していらっしゃる方が結構いらっしゃいますので、やはり閉鎖ということを決める前に、必ずやっぱり利用者との理解とか、利用者の理解が必要だと思うんですね。

この間の豪雨、いつだったか忘れましたが、最後の豪雨のときに、その前もそうだったと思うんですけど、その利用者の方々が砂の除去について、自ら道具を持ってきて、それで砂をかき出したということもありますので、必ずそういった判断をされる前に、その利用者との協力関係を市として結ぶべきだと思うんですけど、そういったことは、委員会の中では

話されたんでしょうか。

利用者との協力関係、利用者に何かやってもらうというのも一つの方法で、それで閉鎖をなるべく避けるという、そういった話は出たんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

久世民生文教委員長。

◎民生文教委員長（久世高裕君） そこまでの話は、廃止が前提ということではないので、今回こういう意見を出して、状況も確認した上で、在り方を検討していくという段階ですので、まだそこまで、廃止を前提に議論しているわけではないということです。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、第66号議案、犬山市心身障害児通園通学費支給条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第67号議案、犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第68号議案、犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する両委員長の報告は可決であります。本案は両委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第69号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第70号議案、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第71号議案、犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第72号議案、犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第73号議案、犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第74号議案、犬山市立保育園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第75号議案、犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案、中本町まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第77号議案、犬山市水道事業の設置等に関する条例及び犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第78号議案、工事請負契約の変更について（城東中学校南側多目的広場整備工事）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案、市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案、市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第82号議案、犬山市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立全員。ご着席ください。よって、第82号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第83号議案、犬山市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立全員。ご着席ください。よって、第83号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第84号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案、令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案、令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案、令和6年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）を

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第88号議案、令和6年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第89号議案、令和6年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案、令和6年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案、令和6年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案、令和5年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第93号議案、令和5年度犬山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第94号議案、令和5年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第95号議案、犬山市特別職の職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

\*\*\*\*\*

日程第2 令和6年請願第1号

◎議長（柴田浩行君） 日程第2、令和6年請願第1号を議題といたします。

民生文教委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 請願の審査結果の報告をお手元に配付しました報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、請願審査結果報告書朗読。

\*\*\*\*\*

請願審査結果報告書

令和6年9月25日

犬山市議会議長

柴田浩行様

民生文教委員長

久世高裕

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1. 件名 令和6年請願第1号  
『定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書』

審査年月日 令和6年9月20日

審査結果 全員一致で採択

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

これより民生文教委員長の報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

令和6年請願第1号、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。令和6年請願第1号を採択することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立全員。ご着席ください。よって、令和6年請願第1号は採択と決しました。

\*\*\*\*\*

日程第3 令和6年請願第2号

◎議長（柴田浩行君） 日程第3、令和6年請願第2号を議題といたします。

建設経済委員長から委員会の審査結果の報告を求めます。

小川建設経済委員長。

〔建設経済委員長 小川君登壇〕

◎建設経済委員長（小川清美君） 請願の審査結果について、お手元の報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、請願審査結果報告書朗読。

\*\*\*\*\*

請願審査結果報告書

令和6年9月25日

犬山市議会議長

柴田浩行様

建設経済委員長

小川清美

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1. 件名 令和6年請願第2号  
『5月5日を「犬山・桃太郎の日」とする条例制定を求める請願』  
審査年月日 令和6年9月20日  
審査結果 賛成多数で採択  
\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

これより建設経済委員長の報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

10番 久世高裕議員。

◎10番（久世高裕君） 建設経済委員長に質疑させていただきます。

栗栖の桃太郎神社に関することもあって、その地区の方のご理解というのがまずなければ  
ならないなと思うんですけども、その辺りの確認状況はいかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 建設経済委員長の答弁を求めます。

小川建設経済委員長。

◎建設経済委員長（小川清美君） 久世議員の質疑にお答えをさせていただきます。

この条例制定によって、当然、栗栖地区の活性化につながるという議論をさせていただきました。  
そして、その中で、請願者の中の説明もございましたが、この件については、地元の  
町会長さんとか、そういった役員さんの方と既に議論を進めており、この請願について、  
地域としても進めていってほしいというような発言がございました。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

令和6年請願第2号、5月5日を「犬山・桃太郎の日」とする条例制定を求める請願を採  
決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。令和6年請願第2号を採択することに  
賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立全員。ご着席ください。よって、令和6年請願第2号は採択と決  
しました。

議事の進行上、暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

再 開  
午前10時55分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

\*\*\*\*\*

日程追加 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま民生文教委員会から意見書案1件、議会運営委員会から委員会提出議案1件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました意見書案第2号及び委員会提出議案第5号を直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

\*\*\*\*\*

日程追加 意見書案第2号

◎議長（柴田浩行君） 最初に、意見書案第2号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員長、久世高裕です。お手元に配付しました意見書案の朗読をもって説明とさせていただきます。

意見書案第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

地方自治法第99条の規定により関係行政庁に対し、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和6年9月25日

犬山市議会

民生文教委員長 久世高裕

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める  
意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度も、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の

計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

愛知県犬山市議会

議長 柴田 浩行

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで意見書案精読のため、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

再 開

午前11時05分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これより提出者に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています意見書案第2号は、委員会提出であるため、委員会付託は省略いたします。

討論については通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより意見書案の採決を行います。

意見書案第2号、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の採決を行います。

意見書案第2号は、原案のとおりこれを決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（柴田浩行君） 起立全員。ご着席ください。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

\*\*\*\*\*

日程追加 委員会提出議案第5号

◎議長（柴田浩行君） 次に、委員会提出議案第5号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

玉置議会運営委員長。

〔議会運営委員長 玉置君登壇〕

◎議会運営委員長（玉置幸哉君） 議会運営委員長の玉置です。私から、委員会提出議案第5号、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

この案を提出しますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する条文に項ずれが生じるため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明をします。

3ページをお開きください。

第2条第10項において、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、第12条第5項の表において、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものです。

なお、この条例の施行の日は、政令で定める日から施行するものです。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっています委員会提出議案第5号については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

委員会提出議案第5号、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で、9月定例議会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。明日9月26日から11月28日まで休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和6年9月犬山市議会定例議会を閉じます。

午前11時09分 散会

\*\*\*\*\*

本議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

本会議に提出された事件及び審議結果

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第66号議案	犬山市心身障害児通園通学費支給条例の廃止について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第67号議案	犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の廃止について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第68号議案	犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第69号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第70号議案	公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第71号議案	犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第72号議案	犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第73号議案	犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第74号議案	犬山市立保育園条例の一部改正について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第75号議案	犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第76号議案	中本町まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第77号議案	犬山市水道事業の設置等に関する条例及び犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第78号議案	工事請負契約の変更について（城東中学校南側多目的広場整備工事）	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第79号議案	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第80号議案	市道路線の廃止について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第81号議案	市道路線の認定について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第82号議案	犬山市教育委員会委員の任命について	令和6年. 9. 2	同意	令和6年. 9. 25

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
第83号議案	犬山市教育委員会委員の任命について	令和6年. 9. 2	同意	令和6年. 9. 25
第84号議案	令和6年度犬山市一般会計補正予算(第4号)	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第85号議案	令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第86号議案	令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第1号)	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第87号議案	令和6年度木曾川うかい事業費特別会計補正予算(第1号)	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第88号議案	令和6年度犬山市介護保険特別会計補正予算(第1号)	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第89号議案	令和6年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第90号議案	令和6年度犬山市水道事業会計補正予算(第1号)	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第91号議案	令和6年度下水道事業会計補正予算(第1号)	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第92号議案	令和5年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について	令和6年. 9. 2	認定	令和6年. 9. 25
第93号議案	令和5年度犬山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	令和6年. 9. 2	可決及び認定	令和6年. 9. 25
第94号議案	令和5年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	令和6年. 9. 2	可決及び認定	令和6年. 9. 25
第95号議案	犬山市特別職の職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 25
第96号議案	工事請負契約の変更について(仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事(その1))	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 2
第97号議案	工事請負契約の変更について(仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事(その2))	令和6年. 9. 2	原案可決	令和6年. 9. 2

議案番号	件名	提出年月日	審議結果	議決年月日
委員会提出 議案第5号	犬山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	令和6年. 9. 25	原案可決	令和6年. 9. 25
請願第1号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書	令和6年. 9. 2	採 択	令和6年. 9. 25
請願第2号	5月5日を「犬山・桃太郎の日」とする条例制定を求める請願	令和6年. 9. 2	採 択	令和6年. 9. 25
意見書案 第2号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書	令和6年. 9. 25	原案可決	令和6年. 9. 25
陳情第9号	「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情	令和6年. 9. 2	聞き置く	——
陳情第10号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために犬山市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書	令和6年. 9. 2	拝聴しました	——
陳情第11号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	令和6年. 9. 2	承りました	——
陳情第12号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	令和6年. 9. 2	承りました	——
陳情第13号	「現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書」の提出を求める陳情書	令和6年. 9. 2	拝聴しました	——
陳情第14号	「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書」の提出を求める陳情書	令和6年. 9. 2	拝聴しました	——
陳情第15号	「介護従事者の処遇改善と確保について早急に求める意見書」の提出を求める陳情書	令和6年. 9. 2	拝聴しました	——